

# 会報 ながの

第184号  
平成23年 秋



長野県土地家屋調査士会



## 土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命  
不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。
2. 公 正  
品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽  
専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙写真の説明

### 『 祭りの日 』

木曾郡南木曾町 妻籠宿 毎年11月23日に時代祭りが行われる。道中馬に乗った花嫁さんが旅籠に一時休むため歩いて来た。昔を偲ぶに十分な雰囲気醸し出してくれ、タイムスリップを味わった。  
(松本支部 太田 正人 撮影)

## 目 次

### 平成23年度土地家屋調査士新人研修会の報告

平成23年度土地家屋調査士新人研修会 ……副会長（業務研修部担当）	小山良生	2
平成23年度土地家屋調査士新人研修会に参加して ……伊那支部	大住英昭	3
平成23年度土地家屋調査士新人研修に参加して ……松本支部	青木俊憲	4
新人研修会を終えて ……長野支部	増田年晴	4
新人研修に参加して ……上田支部	蓑輪智矢	5
第57回関東ブロック協議会定例総会の報告 ……広報部長	佐藤恵明	6
日調連便り ……日調連理事	中塚 憲	7
センター長野の業務状況		
……………境界問題解決支援センター長野 運営委員長	小泉栄一	9
第1回全体研修会報告 ……業務研修部担当理事	高見澤今朝雄	11
総務部の動き ……総務部担当理事	草間範夫	13
財務部からの報告と動き ……副会長兼財務部長	松本誠吾	14
広報部からのお知らせ ……		15
新潟会上越支部研修会への参加報告 ……長野支部長	寺島範昭	16
こんなものを見つけました ……長野支部	小池秀巳	17
日調連写真コンクール ……松本支部	太田正人	18
『調査士の経験談シリーズ』 第10回目 ……長野支部	小池純平	19
お知らせコーナー ……		21
会務日誌 ……		30
詰将棋（第10回） ……長野支部	北原匡尚	31
会員の動静 ……		34
編集後記 ……		35

# 平成23年度土地家屋調査士新人研修会の報告

## 平成23年度土地家屋調査士新人研修会

副会長（業務研修部担当） 小山 良生

東京都千代田区一ツ橋の日本教育会館 8 階大会議室にて、9 月17日（土）から19日（月）午前の 3 日間にわたり、日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会新人研修会が開催されました。新入会員にとって必須であるこの研修には、長野会 7 名をはじめ、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨、静岡、新潟の関東ブロック圏内の各会から、総勢143名が集まり受講しました。

静岡会古橋俊彦研修委員の司会のもと、17日の午後 1 時に、関東ブロック協議会國吉正和副会長の開講の言葉で始まり、同協議会海野淳郎会長の挨拶、そして同研修委員会柳澤尚幸委員長より趣旨説明が行われました。

研修会は、加賀谷朋彦 連合会常任理事総務部長が「会員の心得」と題して講演を行い、続いて千葉会秋山昌巳業務部長から「筆界確認の実務」の講義が行われました。

その後、佐々木義徳 東京会総務担当理事から「土地・建物の所有及び利用上の規制関連法」

についての講義解説がありました。

初日の講義が終わったあと、会場近くの居酒屋で、宮下会長を囲み懇親会が行われ、自己紹介の後、受講生同士がお酒を飲みながら交流の時を持ちました。雑談をするうちに、最初の緊張もとけて各々が同期の連帯感をもてたように感じられました。



第 2 日目の午前中には、境界問題解決センターとちぎ橋本伸治センター長より「調査・測量実施要領」についての講義を行い、昼食をはさんで「不動産登記法（関係法令を含む）、報酬の運用」についての講義が堀越義幸群馬土地家屋調査士会副会長よりありました。

そして東京会の顧問弁護士山崎司平氏により「土地家屋調査士業務における法的責任と賠償について」の講義がなされました。質疑応答においては、長野会の会員からも大変的確な質疑がされていました。

午後 5 時45分に講義終了後 午後 6 時より、同会場の 9 階『喜山倶楽部』にて参加者全員に



よる大懇親会が開催され関ブロ各会の親睦を深める事が出来ました。

第3日目最終日には、関ブロ研修委員による寸劇『報酬って…』が上演され、続いて「土地家屋調査士の適正業務と報酬について考える」と題してパネルディスカッションを行いました。

そして、11時に閉講式。各单位会の受講生の代表者が修了証を受け取り、関東ブロック協議

会國吉正和副会長の言葉により、長くも充実した3日間の研修会が終了しました。

長野会の7名の新入会員は、実務経験も豊富な方が多いようでしたが、「知らないこともたくさんあって大変勉強になりました。」との感想を頂きました。新入会員のこれからのご活躍と研鑽を期待いたします。

## 第32期土地家屋調査士新人研修会に参加して

伊那支部 大住英昭

研修会初日、私がお場に到着したときには、既に多くの研修生がお場に集まっていました。当然その全員が土地家屋調査士であり、その一人一人の資格に対する熱意がひしひしと伝わってくる雰囲気の中、研修が始まりました。

第32期という伝統に加え、昨年から2泊3日の日程で行われているというこの研修は、内容が非常に充実しており、業務を行なう上で不可欠な事項について基礎から応用まで体系的に進められる講義は大変分かりやすく、その日から実務に生かせる事柄を数多く身に付けることができました。

また、講師の先生方のお話を聞き、調査士と

しての社会的立場を改めて認識するとともに、その責任を強く感じるようになりました。今までは、新人という言葉をお都合の良い隠れ蓑にしていたところもありましたが、一度現場に出れば、新人もベテランも同じ土俵であり、責任も同じです。土地家屋調査士法の第1条には、「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする」と規定されていますが、その規定に定められた責任の重さを自覚する大変良い機会となりました。

長野会は、私も含め7人の参加でしたが、北信、東信、中信、南信のそれぞれから参加しており、それぞれの地域に頼もしい同期とのつながりができ、とてもありがたく感じています。私は長野会の参加者では最年長でしたが、世代を超えた頼れる仲間として、また互いに切磋琢磨しながら成長していける仲間として、ずっと付き合っていきたいと思ひます。

研修中は、宮下会長、小山副会長、中塚理事、そして同期の皆さんに大変お世話になり、無事研修を修了することができました。この場を借りて改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。



大住英昭会員 代表で修了証授与

## 平成23年度土地家屋調査士新人研修に参加して

松本支部 青木 俊 憲

9月17日～19日にかけて東京都千代田区の日本教育会館において行われた関東ブロックの新人研修会に参加させて頂きました。関東ブロックでは合計143名、そのうち長野会からは7名の参加があり、普段はほとんど会う機会のない他支部の同期の方々と研修を通じて仲間意識を高めることができたのは非常に良かったと思っています。

3日間の研修内容は登録して半年程の私にとっては大変役に立つ講義ばかりでした。土地家屋調査士として知っておかなければならない基本的な知識や境界の確認手法、トラブルに巻き込まれないための予防方法、そしてプロとしての心構えなど、全ては書ききれませんがどの講義も真剣に聞かせて頂きました。特に最終日のパネルディスカッションでは、講師の先生方が自

らの体験を交えて若いころの失敗談などもお話しして下さいました。その中でも印象に残った話で、お客様からちょっと困った要求をされた時に安易な返事だけは絶対にしてはいけないというのがありました。安易な返事というのはその場は楽になるが、結局あとで自分の立場を苦しめることになる、だからそこは「はい」とは言わず、ぐっとこらえて上手に逃げる話術も必要だよとおっしゃっていました。

今回の3日間の研修で得た知識を業務に生かせるよう、また今回知り合えた同期の仲間を大切に、人との繋がりを常に意識して日々精進していきたいと思っています。

最後になりましたが、同行して頂いて私達のお世話を下さった宮下会長、小山先生、中塚先生本当にありがとうございました。

## 新人研修会を終えて

長野支部 増田 年 晴

新人研修会が東京の神保町で9月17日～19日まで行われました。関東ブロック合計143名、長野からは7名が出席し、無事、全員修了して帰って参りました。講義は3日間で7つありました。感想を全て書くと、会報7冊分になってしまうので、特に感銘を受けた事を1つ述べたいと思います。

私は日ごろ、見積もりを頼まれたり、請求書を出す業務に疑心暗鬼でした。見積もりの場合、ヒアリングや謄本などの数少ない情報から導かれる額は、不確定要素が多すぎて、どうしても

高くなりますし、請求書の場合、人件費や立替金などを算出し、誇らしげに持っていくと、返す刀で『高い』と言われ、サラリーマン時代の自分がフラッシュバックしてきて、確かに高いような気がしてくるのです。

原因は、『適正な業務の適正な報酬』について自分が理解していないからです。人に聞きずらいお金の事だけに、理解不足のまま、完了時の疲労感や補助者時代の経験を元にモゾモゾワワワと請求書の着地点を見つけておりました。そんな折、今回の講義の1つに『報酬の運用』

というテーマがありました。内容は『仕事の内容もろくに確認せずに、見積書を出したら高いと突き返された、さてあなたならどうしますか?』といった内容。まさに今の自分にうってつけでした。

大先輩の先生方がパネルディスカッションや寸劇まで披露して頂き、大変分かり易く、何より大先輩の先生方も似た気持ちだったと聞き、安堵しました。

見積もり時に道路台帳図を貰ってくる、色塗りするなど、なるほど!といった対応や、請求書を出す時の+α(成果品のゴウジャスな見せ方)などの手法もさることながら『適正な業務と報酬は、倫理、知識、経験などから己ずと導かれるもので、どれか一つでも下がれば、報酬は下がり、調査士も下がる』といった、指針も大変勉強になりました(自分なりの解釈です汗)。

補助者時代には補助者時代の、調査士になっ

たらなったで勉強する事が多岐にわたり、少々戸惑っている毎日ですが、新人の私たちに丁寧に細かくご指導頂ける大先生方の懐の深さに感謝し、これからは一人でモゾモゾせずに、研修会は研鑽する場、情報収集の場と位置づけ、アンテナを張り巡らせ、積極的に参加したいと思います。

初日、会場には大勢の方々がいて、皆さん貫禄があり、自分だけ場違いな気がして、気恥ずかしく席に着きましたが、気軽に声をかけて頂いた宮下会長様を始め、懇親会で食べる事に夢中になっていた私たちの写真を撮って頂いた小山副会長様、段取り等でご尽力された中塚理事様、本当に本当にありがとうございました。23年度入会者は一味違う!?!と言われるように研鑽を積み、調査士会を盛り上げていきたいと思えます、本当にありがとうございました。

## 新人研修に参加して

上田支部 蓑輪智矢

平成23年9月17日から3日間、関東ブロック新人研修会へ参加してきました。神保町駅から徒歩3分のところにある日本教育会館が研修会場でした。そこへ関東ブロックの140人以上の新入会員が集まり研修が行われました。

研修内容は1「会員心得」、2「筆界確認の実務」、3「土地建物の所有及び利用上の規制関連法」、4「調査測量実施要領」、5「不動産登記法(関係法令を含む)報酬の運用」、6「土地家屋調査士業務における法的責任と賠償について」、7「土地家屋調査士の適正業務と報酬について考える(パネルディスカッション)」というプログラムで行われました。

まず、会員心得の講義において土地家屋調査士制度の歴史や関係法令の現在に至るまでの改正等の経過について講義がありました。調査員制度から始まり、数度に及ぶ国家資格制度化への国会への請願を経て、議員立法による土地家屋調査士法の成立までの経緯のことや、登記簿と台帳の一元化により台帳申告から表示に関する登記の申請へと変わったこと等、土地家屋調査士の制度や業務の沿革について詳しく知ることができました。

新人の私にとっては、興味深く、また、実務に必要な知識について内容の濃い講義が最初から最後まで続きました。どの講義のレジュメも

講義内容がまとめられた貴重な資料ですので、何度も読み返せるように事務所に備え付けて置きたいと思いました。

研修後には懇親会もありました（1日目は各県ごとに、2日目は全体で）。そこで県内外の新入会員の方々と名刺交換をしたり、酒を飲みながら色々な話ができ、同期のつながりを作ることができたのがとても良かったと思います。

あと、私は7月にリコー東松山研修センターで行われた東京会の新入会員測量研修に参加したのですが、そのとき同じグループだった仲間と今回また会うことができたことが嬉しかったです。

今回こうした研修の機会を頂きまして、講師の先生や役員の皆さんに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

## 第57回関東ブロック協議会定例総会の報告

広報部長 佐藤 恵 明

平成23年7月10日（日）東京都千代田区の土地家屋調査士会館にて、関東ブロック協議会第57回の定例総会が、開催され、長野会からは、小出長政連会長・宮下会長・上原副会長・芦澤副会長・松本副会長・小山副会長・中塚日調連理事（財務部次長）菅澤業務研修部長・金田業務研修部次長と私、都合10名が出席しました。（小出政連会長は来賓として）

本年の当番会は、茨城会ですが、3月の東日本大震災により会館が被災した為、土地家屋調査士会館にての開催になり、改めて震災の影響を実感しました。

椎名関ブロ会長の挨拶のあと、片平忠行（茨城会副会長）が議長に選出され、最初に平成22年度会務及び活動状況の報告があり、11会96名の出席により議事に入り、多数の意見が出る中、すべての議事は承認されました。

平成23年度の事業計画は以下のとおりです。

- 1 会長会議，正副会長会議の実施
- 2 関ブロ内日調連役員との打合会の実施
- 3 各担当者会同の実施
- 4 新人研修会の実施

- 5 ADR及び筆界特定制度に関する研究及び研修の実施
- 6 土地家屋調査士特別研修の支援
- 7 土地家屋調査士制度に関する研究（本年度新設項目）
- 8 日調連ゴルフ大会の支援及び関ブロゴルフ大会の実施  
（本年は、日調連・関ブロ合同開催）
- 9 その他，本協議会の目的達成に必要な事項  
また、本年は、役員改選年であり、当会宮下会長が副会長に選出されました、以下に役員名簿掲載いたします。

会 長	海 野 敦 郎（神奈川）
副会長	國 吉 正 和（東京）
副会長	高 村 利 夫（栃木）
副会長	宮 下 照 也（長野）
副会長	米 澤 實（静岡）
副会長	奥 田 一 高（神奈川）
会 計	市 川 英 二（神奈川）
監 事	笠 原 孝（千葉）
監 事	渡 辺 元（群馬）
予備監事	市 川 哲 郎（山梨）



## 日調連便り

日調連理事 中塚 憲

7月7日・8日の連合会理事会において、常任理事研修部長を拝命いたしました。長野会からははじめての常任理事と聞かされ、大変緊張しています。

前期は広報部の理事として会報やホームページ、チラシやパンフレット等を通じて内外への制度広報に取り組むとともに、記念式典、G空間EXPO、地籍シンポジウム2010、全国一斉表示登記無料相談会、テレビドラマ放映等の制度制定60周年記念事業に立ち会わせていただきました。今期は職掌の異なる部への移動で、それも責任者としてということで、戸惑いは隠せません。私にできることは非常に小さなことだと思いますが、それが土地家屋調査士の新たな一歩につながりますよう、役員として一所懸命務めてまいりたいと思いますので、なにとぞ各会員の皆様のご支援、ご協力を、よろしくお願い申し上げます。

### 研修部

今期の研修部は私と、函館会の服部道明次長、徳島会の井上吉幸理事の3名が担当します。担当副会長は奈良会の志野忠司先生です。

連合会の研修部の仕事はおよそ土地家屋調査士の能力担保に関わる事項全般で、土地家屋調

査士がその「資質の向上」に努めることができるよう環境の整備を行っていくことが主となります。一般会員や新人、ADR認定土地家屋調査士を対象とした研修、CPDの運用、eラーニングというWebを活用した研修、特別研修といった事業の実施・検討・研究をしていくわけですが、今期は特別研修の受講促進、認定土地家屋調査士の研修の支援、実務トレーニングの検討を柱とし、これらとコンテンツの拡充を含めたeラーニング、Webシステムの活用を縦横に結び付けて取組んでまいりたい、またCPD制度の活用、認定調査士の実働を考慮した特別研修のあり方を長期的課題として検討していきたいと考えています。

### 東日本大震災

発生から半年が経過した9月10日と11日、福島県の相馬市、南相馬市、岩手県の釜石市、大船渡町、陸前高田市をプライベートで訪れることができました。津波で被災した大船渡の登記所は、まだ壁に津波の跡は残っていましたが、事務再開に向けて登記相談会が行われていました。陸前高田市では累々としていた瓦礫は分別されて、それぞれに小山が築かれていました。半年前に見たときにはどう手をつけたらいいの

か、想像もできなかつた状況からすれば、人の営みの強さを思わずにはられませんでした。

被災各県では被災建物の職権滅失の業務が発注され、各会公嘱協会を中心として作業が行われているところです。課題も多々ありほんとうにこれからが正念場でしょうが、それでも少しずつ、復興に向けた歩みは進んでいっていることを実感しました。



写真では解りづらいかもしれませんが…津波の痕が残る大船渡出張所の内部



大船渡登記所。事務再開に向け登記相談会が行われていた

### 特別研修

私たち土地家屋調査士は、60年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。そのひとつがADR代理関係業務といえるでしょう。この新しい領域に踏み込むことは、これまでになかった業務の扉を開き、次世代の土地家屋調査士を構築することにもつながります。事実、筆界特定制度とADRセンターの連携が進む昨今、実務の需要増が予想されています。特別研修の受講は、時代に対応した調査士へステップする、絶好のチャンスと考えます。まもなく第7回特別研修の受講者募集が始まります。会員の皆様の積極的な受講をお願いします。



分別され小山のように積み上げられた瓦礫（陸前高田市）

# センター長野の業務状況

境界問題解決支援センター長野 運営委員長 小泉 栄一

## 1 業務と経費の推移

センター長野は、平成20年4月1日に開業しましたので今年で4年目を迎えました。そのあいに調査士法による指定を受け、ADR法による認証を取得しました。これまでの手続の実施状況と経費の推移は次のとおりです。

### 【手続別件数の推移】 (件数)

年度	問合せ	相談	調停	調査	鑑定等
H19	—	—	—	—	—
H20	99	7	4	2	0
H21	46	7	1	0	0
H22	21	3	0	0	0

(H23年9月現在調停1件手続中)

### 【経費の推移】 (単位千円 (千円未満切捨て))

年度	収入	(繰入額)	支出	次期繰越
H19	2,357	1,500	2,100	256
H20	3,811	3,000	3,811	792
H21	3,213	2,000	2,509	703
H22	2,516	1,750	2,178	338

(第63回定時総会議案書から)

上の表によりますと、開業当初は新聞等での宣伝効果もあり、市民の関心を得たものの問合せ件数など年々減少しています。これらの件数は、先行会の実績からして当初から想定されていたことでした。

経費面では、19年度は設置の準備に、20年度は開業当初の不慣れな様子が経費にも表れているものと思われ、また21年のADR認証取得の際にもかなりの経費が使われていたことがわかり

ます。

センターとしての形は、指定と認証を取得したことにより一応外面的には整いましたので、本年度は運営規程9条を改正して経費節減を図りました。

## 2 関与者の研修

次に内面的な要素への取り組みですが、その前に当会がセンターを設置した事由を再確認しておきます。

一つは、筆界不明に起因する民事紛争について、裁判によらずに調査士がその専門的能力を生かして和解の仲介(調停)を行うという一つの紛争解決手段(ADR)を市民に提供することでした。

二つには、調査士法3条1項7号に基づくものであり、司法制度改革推進本部の「隣接法律専門職を裁判外紛争解決手続における代理人として活用する…」にそったものであり、ADR代理関係業務を行う会員の活動の場の確保・提供でありました。

和解は法律事務とされていますから、センターでの手続は、弁護士と共同で行っています。今振り返ってみますと、弁護士関与者がいるからと、調査士関与者に対する相談・調停技術などの実務に関する研修を疎かにしてきた嫌いがあつたのではないかと感じています。調査士会が設置したセンターであるからには、調査士も実務能力を高める必要があります。

そこで昨年からは、調査士関与者の実務能力の向上を目指した研修方法につき検討してきました。

そして今年からは、手続の申立て（申込み）から終了（和解契約書の作成）までの流れにそった実務について、今までの座学中心の研修形態から関与者も直接参加する研修形態を模索しつつ、また関与者が出席しやすいように研修会場を長野と伊那の二箇所に分けて、既に二回研修会を開催しました。そして年内に三回目を計画しております。会員皆さんからも研修方法についてのアドバイスや意見を頂戴できればと思っております。

なお三回目からは運営規程7条3項を活用し、認定を受けた会員にも参加を呼び掛けることとしました。これは、紛争解決のためには、センター（ADR）と認定調査士（ADR代理）がそれぞれの立場で手続に関与し、当事者をサポートすることが理想であろうこと、また認定調査士は、センターの調停手続を理解したうえでADR代理業務を行うべきと思われるからです。

なお、共同受任できる弁護士を紹介する制度が既に整えられていますので利用したい方は事務局へ申し込んでください。

### 3 通常の相談業務からADRへ

我々が日常受ける相談には、隣接地所有者との関係がぎくしゃくしているものもあります。しかし、その程度も原因も様々です。調査士であろうと認定調査士であろうと、まずは話を聴くことから始まります。

広報部は、既に「調査士の行う無料相談会」を実施しています。相談を担当する会員側も身構えず通常業務として気楽に臨めることもあり、良い成果を得たものと思います。

相談内容によっては、その振分け先にADRが増えていきますので、その際にはセンターについての説明をしていただくようお願いします。

**政治連盟に加入しましょう**  
**政治連盟は調査士制度発展のために**  
**力を尽くします**

## **長野県土地家屋調査士政治連盟**

会長 小 出 國 正

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電 話 026-232-4566

F A X 026-232-4601

# 第1回全体研修会報告

業務研修部担当理事 高見澤 今朝雄

業務研修部の本年度事業として、第1回全体研修会が8月24日（水）9時50分から16時10分までの間、岡谷市のカノラホールにて開催されました。出席会員数は183名でした。研修内容は「土地家屋調査士に必要な民事法の基礎知識と論理」で、講師に本会顧問弁護士の相馬弘昭先生をお迎えしました。

講師の相馬先生には平成20年1月の研修会以来、本会の研修会講師として、たびたびご講演をいただてきましたが、今回はその仕上げとも言えるべき終講に相当する研修内容でした。

講義は先生がこれまで数回に亘って講演された内容を吟味・再校正された上、一部民事執行法を加筆し、ご自身で編集執筆された93pにも及ぶテキスト（レジュメ）を参考に行われました。テキストは大別すると第1部の「土地家屋調査士に必要な民事法の基礎知識」と第2部の「土地家屋調査士の論理と法的責任」から構成されています。

相馬先生の講義の中から特に印象深く、調査士業務に直結する「債務不履行と不法行為責任」についてピックアップしてご紹介したいと思います。

## ・債務不履行責任

調査士の仕事は一般に調査・測量・登記申請という請負的な色彩の強い業務内容です。このため、法的に調査士は依頼者に対して債務者の立場におかれます。ただし、審査請求手続き、境界の認定、建物の所有者認定などの高度の専門的判断が求められることから、委任（準委任）的な色彩も否定できません。

調査士の債務不履行責任には1) 履行遅滞 2) 履行不能 3) 不完全履行の3つの項目があげられます。1) の履行遅滞は契約の期限内に業務が完了しない場合です。2) の履行不能は依頼された業務が完成できないことです。3) の不完全履行は依頼された業務の一部のみの履行で、いわゆる不十分な履行になります。調査士はこれらの3項目の不履行に対して故意・過失または信義則上これと同視すべき事由がある場合に損害賠償義務等の法的責任を負うこととなります。1) の履行遅滞は一般に良くあるケースですが、仕事の進捗状況を依頼人に逐一報告しておくことが重要で、報告を怠ると損害賠償義務を負うこととなります。また、調査士のバイブルでもある「調査・測量実施要領」に則った業務を行わない場合や事前に報酬額の明示をしない場合も損害賠償義務を負うこととなります。

## ・不法行為責任

不法行為責任の定義は過失により第三者の権利・利益を侵害した場合のことで、一般的には「注意義務」に反することを意味します。具体的には依頼人の不動産や動産等を破損することや、隣接所有者の不動産や動産を破損した場合等が考えられます。この場合、前者は「債務不履行責任」、後者では「不法行為による損害賠償」をそれぞれ負うこととなります。

前者の例として、私が以前山林の分筆を依頼された折に、山野草の愛好家でもある依頼人から敷地の中にある野草を踏みつけないように言われ、神経を使って杭打ちしたことを思い出しました。もし、山野草を傷めたら当然に「債務

不履行責任」を負うことになったでしょう。後者の例では隣接地にある工作物を破損することや、測量の支障になる樹木を了解無しに伐採する行為等が挙げられます。

また、当然のことながら「事実に反した依頼」を受けた場合は、毅然とした態度で受託を拒み、依頼人に説明する義務があります。具体的には実態と異なる所有者の表題登記を依頼された場合などがあります。

相馬先生の講演を聴きながら日常業務をオーバーラップさせてみると、「ハッ」とするようなことや自問自答することなどがいくつか脳裏をよぎりました。

先生の講演は、このように項目ごとに判例を中心に要点を据えられ、また、身近な事例も交えて大変判りやすく解説していただきました。しかも、市民目線の新鮮で斬新な法曹感覚と、時には場内を大爆笑の渦に巻き込むユーモアたっぷりの語り口に大いに魅了されました。出席された会員の皆さんも、時間の経過を忘れるほど熱心に聴講されました。ただ、残念なことは持ち時間が少なく第2部の「土地家屋調査士の論理と法的責任」について十分な時間を割いていただけませんでした。機会があれば、ぜひ相馬先生の講演を再び聴講したいと思います。

末筆ながら、講師の相馬先生にはご多忙の中長野県土地家屋調査士会員の皆様にご講演いただき大変ありがとうございました。

なお、相馬先生が貴重な時間を割いて編纂なされたテキストは、全会員へ

支部長を經由して無償頒布されます。聴講されなかった会員の皆さんはぜひご一読いただき、スキルアップを図ってください。

最後に今回は松本市でサイトウ・キネン・フェスが開催中のため、会場が確保できず、会場の選定を岡谷カノラホールにしました。会場の都合で飲食場所の制限があり、ご不便をおかけしましたこととお詫びします。出席された会員ならびに事務局の皆さんご苦労様でした。



### 会員研修会出席状況

日時 平成23年 8月24日  
場所 岡谷市文化会館カノラホール

支部名	会員数	出 席 申 込 者 数	当 日 出 席 者 数	出席率%	参 考 前 回 の 比 率%
長 野	102	32	29	28.4	60.4
飯 山	16	10	10	62.5	100.0
上 田	35	14	13	37.1	72.2
佐 久	40	14	12	30.0	80.0
諏 訪	38	25	25	65.8	104.2
伊 那	55	27	25	45.5	80.6
飯 田	35	21	18	51.4	100.0
松 本	91	42	41	45.1	77.4
木 曾	8	4	2	25.0	66.7
大 町	11	8	8	72.7	80.0
合 計	431	197	183	42.5	79.6

## 総務部の動き

総務部担当理事 草間 範夫

今年度より総務部に配属されました松本支部の草間範夫と申します。今後2年間よろしくお願ひします。

総務部につきましては、今年度より上原担当副会長（長野）、総務部長として芦澤副会長（飯田）、竹花理事（上田）、猪飼理事（長野）、私草間の5名により運営しております。

総務部の主な役割としまして、規則・規約の変更、本会総会の進行、事務局と本会との調整、苦情処理対応、倫理研修の検討、境界情報管理センターとの調整、災害対策担当等があげられます。

本年度につきましては、新設・改正規定の印刷及び配布、会員名簿の作成、会員証の更新などのほか災害見舞金等の慶弔規定の再検討にも取り組んでおります。

災害と言えば、3月11日に発生した東北地方の大震災、翌12日には長野県栄村を襲った震度6強の地震につきましては皆様もよくご存知のことと思います。本会にも会員の皆様より多額の義捐金が寄せられました。また6月30日には松本市にて震度5強の地震が発生、松本支部においても数名の会員が被災しております。

私の自宅も屋根の瓦が落下、壁や建物の基礎にも亀裂が生じております。幸いにも私を含め会員には人的被害はありませんでしたが、自然災害の恐ろしさを身にしみて体験させられるこ

ととなってしまいました。松本市にはまだ他に危険な断層が存在しており、不安を口にする市民も少なくありません。

大震災の脅威は人命はもとより我々調査士の業務の対象である土地家屋といった財産を一瞬にして破壊してしまうこと、（家屋の倒壊、基準点の移動等）それによる経済的損失ははかり知れないものがあります。

東北地方被災地の状況を見れば、義捐金の配分等行政がうまく機能していないように思える一方、民間からの救援物資の提供等迅速に対応した個人・団体も数多く、今後こうした事例を参考に災害対策を真剣に検討してゆく必要があると思います。

本会にも災害対策委員会が設置されておりますが、災害と一口に言っても、震災、火災、風水害等一様ではなく今後様々な議論が積み重ねられてゆくものと思われまふ。会員の皆様もご意見、ご要望等があれば遠慮なく本会へ申し出てくださひ。

時節柄災害の記事ばかりになってしまひましたが、他にも総務部の業務は目立たない部分が多いとは言え数多くあります。今後の動きについてはまた次回報告させていただきます。最後に会員の皆様のより一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 財務部からの報告と動き

副会長兼財務部長 松本 誠 吾

平成23年度も秋を迎えました。理事会も10月14日で第4回目となり、各部23年度事業計画を各部本格的に遂行している状況です。

財務部の行う事務は会則第56条2に記されています。部を預かるにあたり改めて諸規定集を通読し、前の会報183号にも書かせて頂きました会費の用途には自分自身も納得できるよう管理に目が向いている処であります。

財務部の平成23年度事業計画は

- 1, 健全財政の確立
- 2, 予算の適正管理と執行
- 3, 福利厚生の充実
- 4, 諸用紙等の会計管理

とし、前財務部より引継ぎをいたしました。

1, 2, 4, は自己の周りにも共通する毎月の台所事情です。

家庭も、事務所も、本会も、連合会も、行政もそして自分の財布にもお金がなければ何も出来ません。上手なやりくり心がけていなければ直ぐに何処かに消えてしまいます。

勘のいい人、細かい人、けちに見える人、気ぶのよく見える人、100万有れば10万残す人もいれば1000万有っても10万余計に使ってしまう人、理想は気ぶがよく見え、10万残す担当を目指しております。前任より引き継ぎ、整備されている帳簿類を見ていると、1, 2, に関しましては“こまめな心がけが”任務遂行の鍵

と感じております。

3, に関しましては連合会会報「土地家屋調査士」9月号34ページに有る「団体定期保険」のような有利な制度を皆様に早く紹介することです。当制度は調査士会の歴史の中で取得し得た我々だけが入れる特別な保険です。未だ未加入の方はご検討してみてください。

また先の東日本大震災、長野県栄村、松本市の地震、数年前の新潟、石川の地震、先月今月の奈良県、和歌山県などで起きた降雨災害と自然災害が頻発している中、本会でも前期より災害対策委員会を立ち上げ、23年度は特別会計繰出金に災害対策費として60万円を繰り出しています。今会員へのサポート体勢をどのように出来るか早急課題として検討中です。

業務研修部の司る実践業務の法的知識も測量技術も大事、総務部の司る本会・会員の統制、ルール作り、住民・行政への道徳作法、礼儀も大事、財務部の財布の中身も大事、1つ1つが大切な集合体です。バタバタと1日を終えてしまう日々、ゆとりとか余裕という言葉が身にしみて必要であると感じています。調査士制度と本会健康管理に気を払い体力づくりに努めますので、気持ちの共有が出来ますよう会員各位におかれましては、細かいと思われようが何でも気がついたことがありましたらご一報頂ければ幸いです。

## 広報部からのお知らせ

平成21年、22年度に引き続き10支部10会場で「土地家屋調査士の行う無料相談会（サブタイトル:土地の境界でお悩みの方へ）」日程及び会場が決定いたしましたのでお知らせいたします、会員の皆様のご協力宜しくお願いします。

### 長野県土地家屋調査士会・無料相談会開催日及び会場

	開催日		時間	開催場所名称	開催場所（住所）
1	11月8日	火	13:00 ~ 16:30	若里市民文化ホール 第1会議室	〒380-0928 長野市若里3丁目22番2号
2	11月12日	土	13:00 ~ 16:30	おおまち情報センター	〒398-0002 大町市大町3871-1
3	11月13日	日	13:00 ~ 16:30	飯田市地域交流センター 3階 第1会議室	〒395-0044 飯田市本町1
4	11月13日	日	13:00 ~ 16:30	いなっせ 5階 503号室	〒396-0025 伊那市荒井3500-1
5	11月19日	土	13:00 ~ 16:30	木曾郡民会館	〒397-0001 木曾郡木曾町福島5808番地
6	11月22日	火	13:00 ~ 16:30	松本市勤労者福祉センター 2階 第1会議室	〒390-0811 松本市中央4丁目7-26
7	11月25日	金	13:00 ~ 16:30	諏訪市公民館 2階 203号室	〒392-0027 諏訪市湖岸通り5丁目12番18号
8	11月26日	土	13:00 ~ 16:30	中野市市民会館会議室	〒383-0025 中野市三好町1丁目3番19号
9	11月28日	月	13:00 ~ 16:30	佐久勤労者福祉センター 第3会議室	〒385-0029 佐久市佐久平駅南4-1
10	11月29日	火	13:00 ~ 16:30	上田市役所 南庁舎6階 「真田の間」	〒386-0024 上田市大手一丁目11番16号

## 新潟会上越支部研修会への参加報告

長野支部長 寺島 範 昭

昨年に続き、新潟会上越支部より研修会参加のお誘いをいただき、平成23年9月9日に、長野支部から希望者14名にて出席させていただきました。

講師は元東京法務局長の寶金敏明先生で、この研修会はここ3年定期的で開催されており、長野支部では昨年からお誘いをいただき参加させていただいています。上越支部主催ですが、新潟会の他支部の会員、上越支部管轄内の行政機関職員なども参加し、かなりの人数でした。内容は「境界立会と承認手続の諸問題」というテーマで、会員からの質問に応える形であらかじめ寶金先生がレジメを用意され、これに沿ってご講義いただきました。さすがに継続して3回目ともなると、質問・講義の内容とも深く突っ込んだもので、大変興味深くためになりました。また単に法的な問題の説明で終わらず、調査士としての日常業務に対する姿勢・調査士として

あるべき姿・調査士への専門家としての期待などに言及され、熱く語られる寶金先生にも感銘を受けました。

以前から長野支部役員会でも寶金先生を講師に招いて研修会を開催したいという企画が持ち上がっていましたが、いよいよ今期は実現に向けて動き出しました。その折には他支部の会員の皆様にも参加のお誘いをする予定ですので、どうぞご期待ください。

ところで研修会は上越市民プラザで午後1時から開始ということで、松本副会長・猪飼理事とともに、JR高田駅周辺で昼食をとるべく少々早めに長野を出発しました。駅周辺の商店街は人通りもまばらで閑散としており、うろうろした挙句、時間もなくなったので、とあるラーメン屋に入りました。さすが米処新潟！「米粉麺」がおすすめとありました。食べた感じは？言われなきゃわかんないね…



研修会終了後、上越支部役員さん方は予定があるため交流は後日と言うことで、新潟会佐渡支部の会員さん（松本副会長のお友達）を交え、来たときの3人と高田駅近くのお寿司屋さんに入り、地酒・地魚に舌鼓を打ち交流を深めま

した。私はほとんど潰れていましたが、帰りの最終電車の中でもお二人は…

非常に充実した長い一日でした。以上ご報告まで

## こんなものを見つけました

長野支部 小池 秀 巳

先日、善光寺の近くで現況測量をしていた時のこと、依頼地のお隣さんに挨拶しようと玄関まで行くと表札の下に見慣れない標識が…。

よく見ると「家屋番号票」と書いてあります。

昭和35年の不動産登記法改正により、家屋番号は敷地地番と同一の番号とすることになりましたが、昭和15年の家屋台帳法では、地番区域ごとに端から1番2番と家屋番号が付けられました。

どうやら、家屋台帳に登録した建物には、税務署からアルミ製のプレートが配られ、それを玄関付近の見易い場所に釘で打ち付けたようなのです。

これは珍しいとお隣さんに挨拶した際に事情を説明して写真を撮らせていただきました。

ところがデジカメのデータを整理していて、うっかり削除。

仕方なくもう一度挨拶して写真を撮らせてもらおうとしたら、「そんなに

欲しいのならあげますよ。」と嬉しいお言葉をいただきました。

早速法務局へ行って旧家屋台帳の写しの交付を受けました。

表札に書かれていた名前と家屋台帳の所有者は見事に一致。

それにしても70年間、風雪に耐えて今日まで残っていたとは…。

土地家屋調査士の「家屋」のルーツを見た気がしました。



## 日調連写真コンクール



連合会銅賞受賞作品 タイトル：「豊穰への祈り」  
松本支部 太田正人 会員

冬が長い小谷村大綱の山村に古くから伝わる火祭り、毎年2月第2土曜日に村のすべての神仏を一堂に招き、今年1年の五穀豊穰を祈る。氷点下の雪の舞う中をふんどし姿の男衆が威勢よく松明を掲げ鬼の舞を振る舞い、その中に巫女が舞う奇祭である。

## お知らせコーナー

# 東日本大震災義援金処理についてのご報告

### 1. 栄村に義援金をお届けした報告

8月8日（月）午前11時に、宮下会長、上原副会長、松本副会長3名にて栄村島田村長にお会いし、宮下会長より本会会員の総意である旨を伝え、義援金100万円をお渡ししました。

東北の方々の被災状況と比べると比にはならないが、農地の枯渇、神社等復旧、集落の存続、見えてなかったものに漸く手が付けられるようになってきた。義援金有り難く村民に配分させて頂くとの感謝の意を頂きました。



### 2. 日調連への振り込みのご報告

残り義援金1,502,264円は同日付けにて日本土地家屋調査士会の「日調連大規模災害対策基金 東北地方太平洋沖地震義援金口」に振り込みを完了致しました。

よって本口座は8月8日付にて解約となりました。

以上ご報告いたします。





380-0872

長野県長野市大字南長野妻科 399 番地 2

長野県土地家屋調査士会 様

No. 4133

### 長野県栄村震災義援金受領証明書

住 所 長野県長野市大字南長野妻科 399 番地 2

氏 名 長野県土地家屋調査士会 様

金 1,000,000 円

上記の金額を受領いたしました。

平成 23 年 8 月 8 日

長野県下水内郡栄村大字北信 3 4 3 3 番地

栄村長 島田茂樹 印



※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄付金として条例で指定している地方団体に寄附金を支払った翌年の 1 月 1 日現在お住まいの方は、当該市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注 1) 所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注 2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

長野県司法書士会・長野県土地家屋調査士会共同相談会

継続

栄村地震「心配ごと相談会」のお知らせ

栄村地震で被害を受けた方やその関係者の皆さんを対象として平成23年6月～8月まで相談会を実施して参りましたが、この度、栄村地震「心配ごと相談会」を平成23年9月～平成24年3月まで延長することになりました。（開催日は下記のとおり）

地震に関連する問題は、一回の相談では解決はできないかもしれません。でも、引き続き相談に乗ることもできますので、「こんな事を聞いてもいいの？」なんて気にせず、気軽にお出かけください！

☆無料相談会開催日はこちら☆

実施日	平成23年	9月10日(土)
		10月8日(土)
		11月12日(土)
		12月10日(土)
	平成24年	1月14日(土)
		2月11日(土)
		3月10日(土)
実施時間	午後1時30分～午後4時30分 (最終受付は午後3時30分)	
相談場所	栄村役場地階 「村民グループ室」	
相談時間	1時間以内 (予約は不要です。)	

～相談例～

- ◆ 倒れた建物の登記はどうすればいいの？（登記費用はいくら？）
- ◆ 隣の建物が敷地の一部にかかっている。どうすればいいの？
- ◆ 土地建物の名義が先代のままになっているけど、このままでもローンは組めるの？
- ◆ 地震で家が傾いた・・・土地は借地だが修繕義務は誰にあるの？
- ◆ 家が全壊（半壊）して住む事が出来ない。住宅ローンは支払わなければならないの？
- ◆ 後を継いでくれる人がいないので、この家は〇〇さんにあげたいが、どうすればいい？
- ◆ 実家の母が訪問販売で高額な商品を購入してしまったようで、ちょっと心配・・・。
- ◆ その他・・・

長野県司法書士会  
〒380-0872 長野市妻科399番地  
TEL: 026-232-7492  
FAX: 026-232-6699

長野県土地家屋調査士会  
〒380-0872 長野市妻科399番地2  
TEL: 026-232-4566  
FAX: 026-232-4601

日 調 連 発 第 1 9 7 号  
平 成 2 3 年 8 月 1 1 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る  
市町村長の証明事務の実施について（参考送付）

当連合会の会務運営につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、国土交通省住宅局長から各都道府県知事及び各政令指定都市の長あてに別添の通知が  
されているとの情報を得ましたので、参考のため送付します。

なお、同通知は、市区町村が行う住宅用家屋の証明事務における留意点が示されたものであ  
り、特に、個人が新築した住宅用家屋及び個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用  
家屋の場合で、標記の軽減措置を受けるときにその申請書に添付する書類において、登記完了  
証（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 181 条の規定により交付されたものを  
いい、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの（登記完了証とし  
て交付された書面及び電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものをいう。）に限  
る。）を添付することにより当該証明を受けることができることとされております。

建設省住民発32号

昭和59年 5月22日  
改正昭和62年 4月20日  
改正昭和63年 10月13日  
改正平成5年 4月9日  
改正平成5年 6月24日  
改正平成7年 4月14日  
改正平成15年 4月1日  
改正平成17年 4月1日  
改正平成19年 4月1日  
改正平成21年 6月18日  
改正平成23年 6月27日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 政 令 指 定 都 市 の 長 殿

国土交通省住宅局長

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事  
務の実施について

今般、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政  
令第 43 号）及び租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）の一部改正が行  
われ、従来の新築住宅及び既存住宅に係る軽減措置を整理して、住宅用家屋の所有権の保  
存登記及び移転登記並びに抵当権の設定登記の登録免許税の税率の軽減措置が創設され  
た。この新しい軽減措置の適用を受けるためには、従来と同様その登記の申請書に当該住  
宅用家屋の所在地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書の添付を要す  
るものとされているが、昭和 59 年 4 月 1 日以降に新築し、又は取得した住宅用家屋の証  
明事務は下記の点に留意のうえ実施することとされたく、貴管下の市町村長に対して本通  
知の趣旨の周知徹底を図るとともに、証明事務を円滑に実施するよう周知徹底を図られた  
い。

なお、昭和 59 年 4 月 1 日前に新築し、又は取得した新築住宅及び既存住宅の証明事務  
については、なお従前の例によるものである。

おつて、この通知については、国税庁、法務省及び総務省とも協議済みである。

なお、本助言は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく  
技術的な助言であることを申し添える。

記

1 市町村長の証明手続

記完了証を印刷したものをいう。以下同じ。に限り、以下同じ。又は登記済証（旧不動産登記法（明治32年法律第24号）第60条の規定により交付された書面をいう。以下同じ。）による。

認定長期優良住宅について、長期優良住宅普及促進法第6条第5項の規定により登記済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証による。

- ③ 建築年月日
- ④ 用途  
専用住宅家屋であることについては、②に同じ。専ら当該個人が住宅の用に供することについては、当該個人が既に当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合においては住民基本台帳又は住民票の写しにより、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合においては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等による。
- ⑤ 床面積
- ⑥ 区分建物の耐火性能  
耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることについては、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等によるものとするが、コンクリート系住宅等のようにその登記簿の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかでない場合は、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証によることとして差し支えない。また、低層集合住宅（一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数が3以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和56年3月31日建設省告示第816号）に適合するものの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。）であることの確認は、国土交通大臣（国土交通省住宅局住宅生産課において取り扱う。）が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書による。
- ⑦ 抵当権の設定に係る債権  
抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受けるために住宅用家屋の証明申請がされている場合における当該抵当権の設定に係る債権の確認については、当該家屋を新築するための資金の貸付け等に係る金融消費借約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法（平成16年法律第123号）の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供される登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかに記載がある場合に限る。）等による。

なお、租税特別措置法第75条第4号に規定する独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受けた貸付債権である場合は、上記金融消費借約書により当該債権であることを確認するものとする。

- (1) 住宅用家屋の新築又は取得に係る所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減措置に係る市町村長の証明は、租税特別措置法施行令第41条、第42条第1項若しくは第2項又は第42条の規定に基づき、住宅用家屋を新築し、又は取得した個人（その代理人を含む。）が必要書類を持参して証明の申請をした場合に行うものである。
- (2) 申請書及び証明書の様式は、別添1「申請書様式例」及び別添2「証明書様式例」を参考として作成されたい。なお、別添1及び2中、「特定認定長期優良住宅」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅（以下単に「認定長期優良住宅」という。）で住宅用家屋に該当するものをいう。
- (3) 証明の申請に対する審査は、申請者より提出された書類等により行うものとする。
- (4) 証明事務の実施については、別添3「住宅用家屋証明事務施行細則例」を参考として規則を定めることが望ましい。

2 確認事項と確認方法

証明の申請に対しては、それぞれの確認事項について、以下の方法により確認することが考えられる。この場合において、確認に必要とされる書類については、その写し（コピー）を含むとしても差し支えない。

なお、申請者に過重な負担を課すことのないよう十分配慮されたい。

- (1) 個人が新築した住宅用家屋の場合

① 住宅用家屋の種類

当該家屋が認定長期優良住宅である場合においては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写しによる（長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について同法第8条第2項において準用する同法第6条の規定による変更の設定を受けた場合には、長期優良住宅普及促進法施行規則第五号様式による申請書の副本及び第四号様式による認定通知書の写しによる。

(2)①において同じ。

② 所在地

当該家屋の確認済証及び検査済証（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類）、登記事項証明書（当該申請書の添付書類としてインターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日（以下「照会番号等」という。）が記載された書類の提出等がされておき、市町村（特別区を含む。）が当該照会番号等により電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報を確認できるときは、当該照会番号等が記載された書類を提出等することにより当該登記事項証明書の提出に代えることができる。以下同じ。）、登記完了証（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第181条の規定により交付されたものをいい、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されたもの（登記完了証として交付された書面及び電子公文書として交付された登

(2) 個人が取得した建築後使用されたことのない住家用家屋の場合

- ① 住家用家屋の種類  
当該家屋が認定長期優良住宅である場合は、長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書の写しによる。
- ② 所在地  
当該家屋の確認済証及び検査済証（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類）、登記事項証明書、登記完了証、登記済証又は不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供される登記原因証明書（所有権の登記のない家屋を除く。③において同じ。）による。
- ③ 認定長期優良住宅について、長期優良住宅普及促進法第6条第5項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証による。
- ④ 取得年月日  
当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供される登記原因証明書その他当該家屋の取得年月日を確認することができる書類による。
- ⑤ 建築後使用されたことのないこと  
当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の証明書による。
- ⑥ 用途  
専用住家屋であることについては、②に同じ。専ら当該個人が住宅の用に供することについては、当該個人が既に当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合にあっては住民基本台帳又は住民票の写しにより、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合にあっては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等による。
- ⑦ 床面積  
②に同じ。
- ⑧ 区分建物の耐火性能  
耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることについては、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等によるものとするが、マンション等のようにその登記記録の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物の構造欄その他の記録内容から耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかでない場合は、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証によることとして差し支えない。また低層集合住宅（一団の土地（1,000㎡以上）に集団的に新築された地上階数が3以下の家屋で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和56年3月31日建設省告示第816号）に適合することの確認は、耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。）であることとの確認は、国土交通大臣（国土交通省住宅局住宅生産課において取り扱う。）が交付した当該家屋が低

層集合住宅に該当する旨の認定書による。

- ⑨ 抵当権の設定に係る債権  
抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受けるために住家用家屋の証明申請がされている場合における当該抵当権の設定に係る債権の確認については、当該家屋を取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債権の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供される登記原因証明書（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載がある場合に限る。）等による。
  - ⑩ なお、租税特別措置法第75条第4号に規定する独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受け貸付債権である場合は、上記金銭消費貸借契約書により当該債権であることを確認するものとする。
- (3) 個人が取得した建築後使用されたことのある住家用家屋の場合
- ① 所在地  
当該家屋の登記事項証明書による。
  - ② 建築年月日  
当該家屋の登記事項証明書による。
  - ③ 取得年月日  
当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供される登記原因証明書その他当該家屋の取得年月日を確認できる書類による。
  - ④ 用途  
専用住家屋であることについては、当該家屋の登記事項証明書等による。専ら当該個人が住宅の用に供することについては、当該個人が既に当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合にあっては住民基本台帳又は住民票の写しにより、まだ住民票の転入手続を済ませていない場合にあっては入居（予定）年月日等を記載した当該個人の申立書等による。
  - ⑤ 床面積  
当該家屋の登記事項証明書による。
  - ⑥ 構造  
建築後20年超25年以内に取得された家屋の構造については、当該家屋の登記事項証明書による。
  - ⑦ 地震に対する安全性  
当該家屋がその取得の日以前25年以内（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限り。）又は20年以内（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限り。）に建築されたものであることについては、当該家屋の登記事項証明書によるものとする。また、当該家屋の構造が建築基準法施行

令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることの確認については、次のいずれかの場合による。

(ア) 当該家屋が建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は租税特別措置法施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号、第40条の5第2項第2号及び第42条第1項第2号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成17年国土交通省告示第393号)に適合するものである旨を建築士(建築士法(昭和25年第202号)第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所)に属する建築士に限るとし、当該家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一般建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一般建築士又は二級建築士に限るとする。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が別添4の様式により証する書類(当該家屋の取得の日前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)

(イ) 当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表2-1の1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)

⑧ 区分建物の耐火性能

耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることについては、当該家屋の登記事項証明書によるものとし、登記事項証明書でこれらの建築物に該当することが明らかでない場合は、確認済証及び検査済証、設計図書、建築士(耐火建築物の場合、木造建築士を除く。)の証明書等によるものとする。

なお、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である場合には、当該家屋は耐火建築物に該当するものとする。

⑨ 抵当権の設定に係る債権

抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受けるために住宅用家屋の証明申請がされている場合における当該抵当権の設定に係る債権の確認については、当該家屋を取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らか記載がある場合に限り。)等による。

なお、租税特別措置法第75条第4号に規定する独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受けた貸付債権である場合は、上記金銭消費貸借契約書により当該債権である旨を確認するものとする。

別添1 (略)

別添2 (略)

別添3  
住宅用家屋証明事務施行細則例  
(趣旨)

第一条 この規則は、租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第43号)第四十一条及び第四十二条第一項の規定に基づく証明(以下「住宅用家屋証明」という。)の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明申請の手続)

第二条 住宅用家屋証明を受けようとする者は、別記様式第一の住宅用家屋証明申請書を書き、市(区町村)長に提出しなければならない。

第三条 個人が新築した家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合には、前項の申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」という。)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅(以下単に「認定長期優良住宅」という。)である場合においては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第3号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。)第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書(長期優良住宅普及促進法第九條第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画)について同法第八條第二項において準用する同法第六條の規定による変更の認定を受けた場合には、長期優良住宅普及促進法施行規則第五号様式による申請書の副本及び第四号様式による認定通知書。第三項第一号において同じ。)。

二 当該家屋の確認済証及び検査済証、登記事項証明書(インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日(以下「照会番号等」という。))が記載された書類の提出等がされ、市(区町村)が当該照会番号等により電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二条第一項に規定する登記情報を確認できるときは、当該照会番号等が記載された書類を提出等することにより登記事項証明書の提出に代えることができる。以下同じ。)、登記完了証(不動産登記規則(平成十七年法務省令第18号)第百八十一条の規定により交付されたものをい)、電子申請に基づいて建物の表題登記を完了した場合に交付されるもの(登記完了証として交付された書面及び電子公文書として交付された登記完了証を印刷したものをいう。))に限る。以下同じ。又は登記済証(旧不動産登記法(明治三十三年法律第二十四号)第六十条の規定により交付された書面をいう。以下同じ。)(認定長期優良住宅)について、長期優良住宅普及促進法第六條第五項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証)

三 申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写し、また住民票の転入手続を済ませない場合は入居(予定)年月日等を記載

登記完了証又は登記済証でこれらの建築物に該当することが明らかとなるときはそれらの書類で代えることができる。

七 低層集合住宅（一団の土地（一、〇〇〇㎡以上）に集団的に新築された地上階数が3以下の家で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和五十六年三月三十一日建設省告示第八百十六号）に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。）に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書

八 抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できる金銭消費貸借契約書、当該貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らか記載があるものに限る。）等の書類

九 前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類  
 4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合には、第一項の申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 当該家屋の登記事項証明書  
 二 当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）等  
 三 申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写し、まだ住民票の転入手続を済ませない場合は入居（予定）年月日等を記載した当該申請者の申立書

四 建築後二十五年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記載された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は二十年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の家屋について証明を受けようとする場合は、次のいずれかの書類

(ア) 当該家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令第二十四条の二第三項第一号、第二十六号第二号、第四十号の五第二項第二号及び第四十二号第二号第一項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十七年国土交通省告示第九十三号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所）に所属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第二条第一項各号に掲げる建築物であるときは一般建築士に、同法第三条の二第二項各号に掲げる建築物であるときは一般建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二第一項に規定する指定制検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が別記様式第二の様式により証する書類（当該家屋の取得の日前二年以内当該証明のための家屋

した当該申請者の申立書

四 耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等、当該家屋が耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類。ただし、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証でこれら建築物に該当することが明らかとなるときはそれらの書類で代えることができる。

五 低層集合住宅（一団の土地（一、〇〇〇㎡以上）に集団的に新築された地上階数が3以下の家で国土交通大臣の定める耐火性能の基準（昭和五十六年三月三十一日建設省告示第八百十六号）に適合するもの（耐火建築物又は準耐火建築物に該当するものを除く。）に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書

六 抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の新築のためのものであることを確認できる金銭消費貸借契約書、当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らか記載があるものに限る。）等の書類  
 七 前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類  
 3 個人が取得した建築後使用されたことのない家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合には、第一項の申請書に、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一 当該家屋が認定長期優良住宅である場合においては、長期優良住宅普及促進法施行規則第一号様式による申請書の副本及び第二号様式による認定通知書  
 二 当該家屋の確認済証及び検査済証、登記事項証明書、登記完了証、登記済証又は不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報（所有権の登記のない家屋を除く。）（認定長期優良住宅について長期優良住宅普及促進法第六条第五項の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合においては、登記事項証明書又は登記完了証）

三 当該家屋の売買契約書、売渡証書（競落の場合は、代金納付期限通知書）等  
 四 当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の当該家屋が建築後使用されたことのないものである旨の証明書

五 申請者が当該家屋の所在地への住民票の転入手続を済ませている場合は住民票の写し、まだ住民票の転入手続を済ませない場合は入居（予定）年月日等を記載した当該申請者の申立書  
 六 耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士（耐火建築物の場合、木造建築士を除く。）の証明書等、当該家屋が耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類。ただし、当該家屋の登記事項証明書、

- (イ) の調査が終了したものに限り。) (イ) 当該家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前二年内以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表2-1の1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)
- 五 耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物について証明を受けようとする場合は、当該家屋の登記事項証明書でこれらの建築物に該当することが明らかであるもの(当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である場合はこれらに該当するものとみなされる。)を除き、確認済証及び検査済証、設計図書、建築士(耐火建築物の場合、木造建築士を除く。)の証明書等、当該家屋が耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物であることを明らかにする書類
- 六 抵当権の設定登記に係る登録免許税の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できる金融消費貸借契約書、当該貸付け等に係る債務の保証契約書、不動産登記法の定めるところによりその登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報(抵当権の被担保債権が当該住宅の取得等のためのものであることについて明らか記載があるものに限る。)等の書類
- 七 前各号に掲げるもののほか必要と認められる書類  
(証明書の交付)
- 第三条 市(区町村)長は、住宅用家屋証明の申請があった場合において、添付された書類に照らして、その申請の内容が租税特別措置法施行令第四十一条又は第四十二条第一項の規定に該当し、かつ、その申請の手続がこの規則に適合していると認められるときは、別記様式第三の住宅用家屋証明書を交付するものとする。

附 則

- 一 この規則は公布の日から施行する。  
二 この規則は、昭和五十九年四月一日以降に新築し、又は取得した家屋について適用し、同日前に新築し、又は取得した家屋については、なお従前の例による。

(注) 別記様式第一、第二及び第三は、それぞれ別添一の「住宅用家屋証明申請書」、別添四の「耐震基準適合証明書」及び別添二の「住宅用家屋証明書」とする。

別添 4 (略)

# 会 務 日 誌

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 7. 1	第1回 ADR小委員会 協議事項 ①関与者研修会の事後検討について ②研修会開催に係る準備及び当日の委員への 手当（日当旅費など）について ③認定調査士の活用（千葉会方式）の検討につ いて ④調停手続において、和解契約の締結前に分筆 登記手続などを行ってしまうことの是非につ いて（再検討） ⑤H23-相第001号について ⑥相談の終了について ⑦今後の研修計画について ⑧その他	小泉委員長、上原副委員 長、各運営委員	会 館
23. 7. 6	第1回 総務部会 ①総務部の役割について ②規則の検討について ③平成22年度新設・改正規程等の印刷及び会員 への配布について ④本会ホームページについて ⑤災害対策等について ⑥会長指示事項について ⑦その他、「前総務部申し送り事項」について ⑧本年度総務部の検討事項について ⑨その他	上原副会長、芦澤副会長、 猪飼理事、竹花理事、 草間理事	会 館
23. 7. 7	第4回 正副会長会議 ①7月15日開催理事会について ②その他	宮下会長、各副会長、	会 館
23. 7. 10	第3回 関ブロ会長会議 ①平成23年度予算(案)について ②その他	宮下会長	土地家屋 調査士会館
23. 7. 10	第57回 関ブロ定例総会 ①平成22年度会務及び活動状況の報告 ②平成22年度収入・支出決算報告について ③平成23年度事業計画（案）について ④平成22年度収入・支出予算（案）について ⑤次期定例総会開催地について ⑥任期満了に伴う役員改選について	宮下会長、各副会長、 各部長、各次長	土地家屋 調査士会館
23. 7. 15	第3回 理事会 審議事項 ①佐久支部 支部規則変更承認の件 ②東日本大震災の義援金寄付先について ③第1回会員研修会資料の取り扱いについて ④委員会設置に伴う各委員選任について ⑤公嘱協会への担当理事推薦の件 ⑥松本地区震災に対する見舞金について ⑦その他	正・副会長、各理事 各監事	会 館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
	協議事項 ①会員名簿作成について ②長野会の省エネ対策について ③会員証の一斉更新に向けて 報告事項		
23. 7. 27	第1回 災害対策委員会 ①長野会の災害対策について ②災害対策基金、資金、義援金、見舞金等について ③法務局との連携、調査士業務との関連 ④各種研修会、シンポジウムへの参加について ⑤行政との連携について ⑥関連業界団体との連携 ⑦その他	芦澤副会長、松本副会長 竹花理事、田口理事、 豊島理事、	会 館
23. 7. 28	第2回 ADR小委員会 審議事項 ①千葉県方式の再検討 ②センターへの問い合わせの際に、一方当事者から代理人又は調査士を紹介してほしいとの要請があった場合のセンターとしての対応方法についての検討並びにその紹介をされた会員への周知について ③その他	小泉委員長、上原副委員長、 各運営委員	会 館
23. 7. 28	第2回 ADR 運営委員会 報告事項 ①手続実施状況報告 ②その他 審議事項 ①今後の研修計画について ②その他	小泉委員長、相馬副委員長、 上原副委員長、 各運営委員	会 館
23. 8. 1	第1回 財務部会 ①23年度事業計画について ②その他	宮下会長、松本副会長	会 館
23. 8. 3	第2回 業務研修部会 ①全体研修会の対応について ②支部ブロック研修会の検討 ③その他	小山副会長、菅澤部長、 金田次長、各理事	会 館
23. 8. 4	第2回 広報部会 ①無料相談会について ②今後の活動について ③その他	松本副会長、佐藤部長、 各理事	会 館
23. 8. 5 23. 8. 6	第6回 土地家屋調査士特別研修 集合研修	受講会員 2名 上島会員	日調連会議室
23. 8. 7	第6回 土地家屋調査士特別研修 総合講義	受講会員 2名 上島会員	日調連会議室
23. 8. 9	関ブロ正副会長会議 協議事項 ①副会長の職務代理順位及び役務分担について ②平成23年度の関ブロ事業の概要について ③その他	宮下会長	日本教育会館

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 8. 10	第1回 境界情報管理センター委員会 ①前期事業報告について ②23年度事業計画 ③その他	芦澤副会長、松本副会長 草間理事、小池委員、 伊藤委員、竹澤委員、 清水会員	会 館
23. 8. 19	第2回 綱紀委員会 ①土地家屋調査士の非行為に関する調査について	荒井委員長、青木副委員 長、各委員	会 館
23. 8. 20	第6回 土地家屋調査士特別研修 考査	受講会員 2名 上島会員	日本教育会館
23. 8. 24	会員研修 ①「土地家屋調査士に必要な民事法の基礎知識と倫理」	会員出席者 198名 講 師 相馬弘昭弁護士	岡谷市 文化会館 (カノラホール)
23. 9. 2	第2回総務部会 ①筆界調査委員の推薦について ②規約等の検討 ③名簿作成、印刷の件 ④会員証更新の件 ⑤戸籍謄本等職務上請求書の取り扱いについて ⑥規約等印刷配布の件 ⑦災害対策委員会総務部関係担当事項について ⑧ADR特別研修受講者の増加策について ⑨本年度総務部の検討事項について ⑩10月14日第4回理事会に付議する件について	上原副会長、芦澤副会長、 各理事	会 館
23. 9. 8	第2回 災害対策委員会 ①災害対策に関する規程の検討 ②対策資金について ③災害対策マニュアルの再検討 ④その他	芦澤副会長、松本副会長 各理事	会 館
23. 9. 15	支部研修担当者会議	小山副会長、菅澤部長 金田次長、 支部研修担当者12名	会 館
23. 9. 15	第3回 業務研修部会 ①新調査実施要領の対応について ②その他	小山副会長、菅澤部長、 金田次長、各理事、	会 館
23. 9. 17 9. 19	平成23年度関ブロ新人研修会	新人会員7名、小山副会長 (研修委員)	日本教育会館
23. 9. 18	第4回 関ブロ会長会議 報告事項 ①副会長の職務代理順位及び役務分担について 協議事項 ①平成23年度の関ブロ事業について ②その他	宮下会長	日本教育会館
23. 9. 22	第3回 綱紀委員会 ①土地家屋調査士の非行為に関する調査について	荒井委員長、青木副委員 長、各委員	会 館
23. 9. 27	ADR関与者研修会	小泉委員長、相馬副委員 長、上原副委員長、 各運営委員、各関与者 各認定土地家屋調査士	長野市若里 市民センター

年月日	用 件	出 席 者	場 所
23. 9. 28	土地家屋調査士法等規程違反事実の有無についての実態調査の事前説明会	宮下会長、松本副会長 猪飼理事	長野地方 法 務 局
23. 9. 28	一日合同行政相談 長野支部	清水泰之副支部長 平井克尚副支部長	ながの東急 シェルシェ
23. 9. 29	第1回 測量研修委員会 ①年間事業計画について ②役員の選出 ③その他	菅澤部長、各委員	会 館
23. 9. 30	第5回 正副会長会議 ①10月14日開催理事会について ②その他	宮下会長、各副会長	会 館
23. 9. 30	司法書士会との連絡会議	宮下会長、各副会長	会 館
23. 9. 30	第2回 広報部会 ①23年度無料相談会について ②その他	松本副会長、佐藤部長、 各理事	会 館
23. 9. 30	第2回 会報編集委員会 ①会報184号、編集について	佐藤部長、各理事、 小池委員	会 館

# 詰将棋

## 第10回

今回の詰将棋の問題図

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 玉 金 桂 △							馬	王		一
								王		二
									王	三
										四
							桂			五
										六
										七
										八
										九



▲先手  
角金桂

【ヒント】

玉の逃げ道を封鎖してトドメは桂馬です。

※解答は35ページにて掲載

(長野支部 北原匡尚)

## 編集後記

バタバタしているうちにもう10月秋号。時が経つのは本当に早いと感じます。早いといえば、中締めのような気もしますが、最終号ということで1年の振り返り。今年は何といても東日本の大地震、津波、各地での豪雨と、まさに災害に次ぐ災害に見舞われた年でした。

長野県でも栄村、松本市で地震が起き、松本市では会員の住宅の壁にヒビが入ったり、瓦が落下するなどの被害が発生し、忘れられない年となりそうです。

災害といえば、平成18年の夏、松本で3日3晩雨が降り続き、傾斜地にある我が家の畑の土が流出して隣家の2軒に流れ込みました。土砂を掻き出すのに1週間、畑を元通りに復旧するのに1年という時間を費やし、大変な思いをしたことを思い出します。トラクターを購入したのを機会に全面耕したのが災いしたのですが、3日目の夕方に集中的に降った雨に耐え切れず

の結果でした。

以来、畑のあちこちに筋状の草地を残し、おかげで大雨が降っても耕土の流出はなくなったのですが、伸びる草を刈るのが一苦勞。住宅街のど真ん中にある畑なので夏の早朝、音がうるさい草刈機を使わずに暑い日中に作業していたのですが、電動のものに換えたらとても静かで、近所にも迷惑をかけずいつでも草が刈れるようになりました。

トラウマというやつでしょうか。この草が耕土流出を防ぐとの思いから、自分が安心するために草を刈って管理しているのですが、強い雨が降ると今でも心配になって夜中でも見回りをします。

私などの体験は自業自得の部類なのですが、どうしようもない自然の力で被災した人々は今でも怯え、行き場のない悲しみや苦しみを抱えていることは想像に難くありません。もうこれ以上の災害が起きませんようにと祈るばかりです。  
会報編集委員 豊島久芳

### 第10回詰将棋の解答と解説

#### 【解答】

▲2三金、△1一玉、▲2二角、△同角、▲1二金、△同玉、▲2四桂、△1一玉、▲2三桂不成まで9手詰め。

#### 【解説】

「玉は下段に落とせ」の格言どおり初手は▲2三金とします。2手目は△1一玉の一手です。3手目は▲2二角として角を犠牲に玉の逃げ道を封鎖します。4手目は△同角の一手です。5手目の王手は▲1二金か▲2二金しかありませんが、▲2二金ではせっかく逃げ道を封鎖したのに何をやっているか解りません。したがって5手目はもったいないようでも▲1二金とします。6手目は△同玉の一手です。7手目は▲2四桂として8手目△1一玉の一手に9手目▲2三桂不成として詰みです。

### 会報なごの第184号

平成23年10月25日発行

発行 長野県土地家屋調査士会  
会長 宮下照也  
編集者 広報部  
印刷 中央プリント(株)

〒380-0872  
長野市大字南長野妻科399-2  
TEL 026 (232) 4566  
FAX 026 (232) 4601  
URL <http://nlb.or.jp>  
E-Mail [naganolb@nlb.or.jp](mailto:naganolb@nlb.or.jp)



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO